

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 19 日

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会

令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算の「新型コロナ感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援）」について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記補助金は、新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行いながら診療体制確保等を行う病院・診療所等に対して、それに係る費用を補助するものであり、無床歯科診療所への補助は最大 25 万円です。

本件に関し、本会はこれまで別添の交付要綱等をお示しし、会員周知をお願いしてまいりました。

この補助金は日常診療業務に必要な幅広い費用が対象となっていることから、感染防止対策を行っているほとんどの歯科保険医療機関が上限額 25 万円の補助を受けることができるものと考えられます。

下記事項にご留意の上、改めて本事業を活用した感染防止対策を講じていただきたく、会員に必要な情報を周知されますようお願い申し上げます。

記

- 本補助金については、令和 2 年度事業の申請期限（令和 3 年 2 月 28 日当日消印有効）に申請が間に合わない医療機関等への対応は、令和 2 年度予算を繰り越して、令和 3 年度に実施予定とされています（令和 2 年度事業の補助を受けた医療機関等は、令和 3 年度実施分では対象外となります）。

2 月 28 日に申請が間に合わない場合は、令和 3 年度に申請して補助を受けることが可能です。この場合、令和 3 年 4 月 1 日以降の経費が補助の対象経費となりますので、慌てずに、令和 3 年度に申請していただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、令和 3 年度実施分の詳細は、後日厚生労働省から示されましたら、改めてお示しします。

- 二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助を受けた医療機関等も補助の対象となります。
- 補助の対象経費については、水道光熱費、電話料、インターネット接続等の通信費、休業補償保険等の保険料、保守・メンテナンス料、家賃、医療機器・事務機器のリース料等、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等で

の感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。令和 2 年度事業では、令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までの経費が対象となります。

- 令和 2 年度事業の申請書の提出期限は令和 3 年 2 月 28 日（当日消印有効）。
- 申請は 1 回限りです。
- 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能です。事後に事業実績報告が必要となりますので、領収書等の証拠書類は保管しておいてください。

<別添>

- ・ 事業の概要
- ・ 交付要綱（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の交付について）
- ・ 実施要綱（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について）
- ・ 「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」のご案内
- ・ 令和 2 年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金に関する Q & A